別表四の表を次のように改める。

別表四　所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

区分			総額 ①	処分 留保 ②	処分 社外流出 ③	
当期利益又は当期欠損の額		1	円	円	配当	円
					その他	
加算	損金経理をした法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）	2				
	損金経理をした道府県民税（利子割額を除く。）及び市町村民税	3				
	損金経理をした道府県民税利子割額	4				
	損金経理をした納税充当金	5				
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	6			その他	
	減価償却の償却超過額	7				
	役員給与の損金不算入額	8			その他	
	交際費等の損金不算入額	9			その他	
		10				
		11				
		12				
	小計	13				
減算	減価償却超過額の当期認容額	14				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	15				
	受取配当等の益金不算入額（別表八(一)「14」又は「29」）	16			※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「13」）	17			※	
	受贈益の益金不算入額	18			※	
	適格現物分配に係る益金不算入額	19			※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	20				
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	21			※	
		22				
		23				
		24				
	小計	25			外※	
仮計（1）＋（13）－（25）		26			外※	
寄附金の損金不算入額（別表十四(二)「24」又は「40」）		27			その他	
沖縄の認定法人の所得の特別控除額（別表十(一)「9」又は「12」）		28	△		※	△
国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(二)「7」又は「9」）		29			※	
認定研究開発事業法人等の所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(三)「7」又は「9」）		30			※	
法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額（別表六(一)「6の③」＋復興特別法人税申告書別表二「6の③」）		31			その他	
税額控除の対象となる外国法人税の額等（別表六(二の二)「10」－別表十七(二の二)「39の計」）		32			その他	
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九(二)「10」）		33				
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額（別表十(五)「19」、「20」又は「22」）		34			※	
合計（26）＋（27）＋（28）±（29）±（30）＋（31）＋（32）＋（33）±（34）		35			外※	
契約者配当の益金算入額（別表九(一)「13」）		36				
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十(八)「13」若しくは「33」又は別表十(九)「16」若しくは「33」）		37	△	△		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		38			※	
差引計（(35)から(38)までの計）		39			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」＋（別表七(二)「11」若しくは「23」又は別表七(三)「10」））		40	△		※	△
総計（39）＋（40）		41			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(四)「40」）		42	△		※	△
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十三)「10」）		43	△	△		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）		44	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」）		45	△	△		
再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「12」）		46	△	△		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額		47	△	△		
所得金額又は欠損金額		48			外※	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表四の記載要領第四号を次のように改める。

4　「加算」の空欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　法人が費用又は損失として経理した金額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び法人が収益として経理しなかつた金額で当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの等についてその名称及び金額を記載すること（(2)から(5)までに該当する場合を除く。）。

(2)　租税特別措置法第57条の7第1項（関西国際空港用地整備準備金）の規定の適用を受ける場合には、損金経理（法第72条第1項第1号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この号において同じ。）の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てた金額を記載すること。